

# 個人情報保護方針

## 1. 高額医療給付に関する交付金交付事業

---

健保組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、健保組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、「診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む、以下レセプトという。）」のコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、医療費の請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連・共同事業一課に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

### 1. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、請求金額が1千万円以上のレセプトについては、レセプト記載データの全ての項目

### 2. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- 日本ユニシス健康保険組合 給付担当
- 健康保険組合連合会 共同事業一課

### 3. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療給付に関する交付金交付事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健康保険組合連合会・共同事業一課においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

### 4. レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）について

レセプトデータ等の管理責任者は、当組合常務理事と健保連の共同事業一課長です。

## 2. 個人情報を用いる事業の委託について

---

当組合では、健全なる組合運営を図るために、個人情報を用いる一部の業務を外部に委託しています。その際、その委託業務の範囲・内容により、必要に応じ目的外利用禁止・第三者提供禁止・必要なセキュリティレベルの確保・再委託の禁止等を盛り込んだ業務委託契約を締結した上で、業務を委託しています。